

助産師の専門職としての責務 Professional Accountability of the Midwife



背景

国際助産師連盟（ICM）「助産師の定義」は、助産師は、女性の妊娠、出産、産褥の各期を通じて、必要なケアを提供し、助産師の責任において出産を円滑に進めなければならないと明記している。

ICM「基本的助産業務に必須な能力」は、助産師が最新の知識・技術を用いて実践に責務を負い、臨床においての意思決定に責務があることを明確にしている。

ICMの「助産師の国際倫理綱領」は、女性が人として人権を有することを認め、保健医療へのアクセスにおける公平性を求め、すべての女性と家族の健康を増進する保健政策の立案・実施に助産師が参加することを提言し、倫理や人権の侵害が女性や乳幼児の健康に与える害を助産師が理解することの必要性を支持している。また、教育において助産師教員は、学生が道徳的主体となることの意味を理解し、倫理的な実践を行い、助産専門職において主流となっている価値観を把握・理解・受容できるよう援助する義務を負うと明記している。

所信声明

ICMは、「助産師の定義」で明らかにされているように、助産師は自らの行動と専門職者としての助言に対し責任があると考えます。この責任は、他者の助言や命令による自己の行動にも及ぶ。

見解

ICMは、助産師には自分が介助する女性と新生児をケアする義務があると認識している。助産師が自らの行動に責任を負うために、助産師ひとりひとりが次の条件を満たさなければならない：

- 認定された専門教育プログラムの一環として、行動できる知識や技術を習得する。
- 適格な助産実践の基礎である知識や技術を定期的に更新し拡充するために、現任教育プログラムを受ける機会がある。
- 能力に関する準備ができていないことについて、実践してはいけないことを認識している。

会員協会への指針

会員協会には、同様の声明がまだ存在しないのであれば、この声明を各組織における行動指針として採択するよう勧める。

関連 ICM 文書

- ICM 助産師の定義（2005）
- ICM 助産師の国際倫理綱領（1999）
- ICM 基本的助産業務に必須な能力（2002）

2008年、グラスゴーでの国際評議会にて採択

次回見直し予定：2014年

2009年12月（社）日本看護協会・（社）日本助産師会・日本助産学会訳

All rights, including translation into other languages, reserved. No part of this publication may be reproduced in print, by photostatic means or in any other manner, or stored in retrieval system, or transmitted in any form without written permission of the International Confederation of Midwives. Short excerpts (under 300 words) may be reproduced without authorisation, on condition that the source is indicated and that the ICM be informed.

他の言語への翻訳権も含めて、この出版物は著作権を有しています。国際助産師連盟（ICM）から文書による許諾を得ることなく、本書の一部または全部を何らかの方法で複製することや検索システムに登録することなど、一切の伝播を禁じます。ただし、短い引用（300語未満）に関して、許可は不要ですが、その場合は出典を明記し、ICMへご連絡ください。

Copyright © (2008) by ICM- International Confederation of Midwives,
Eisenhowerlaan 138, 2517 KN The Hague, The Netherlands